
令和2年大和町議会12月定例会会議録

令和2年12月4日（金曜日）

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	健康支援課長	櫻 井 和 彦 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	農林振興課長	遠 藤 秀 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	商工観光課長	浅 野 義 則 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	都市建設課長	江 本 篤 夫 君
総 務 課 長	千 坂 俊 範 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 正 義 君	会計管理者 兼会計課長	吉 川 裕 幸 君
財 政 課 長	菊 地 康 弘 君	教育総務課長	文 屋 隆 義 君
税 務 課 長	千 葉 喜 一 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
町民生活課長	阿 部 昭 子 君	総 務 課 危機対策室長	児 玉 安 弘 君
子育て支援 課 長	小 野 政 則 君	税 務 課 徴収対策室長	遠 藤 眞起子 君
福 祉 課 長	蜂 谷 祐 士 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	主 任	渡 邊 直 人
主 事	浅 野 真 琴		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

議 長 (高平聡雄君)

皆さん、こんにちは。

関係者の皆様がおそろいですので、再開してよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (高平聡雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番佐々木久夫君及び4番佐藤昇一君を指名します。

日程第2「議案第46号 大和町税条例の一部を改正する条例」

議 長 (高平聡雄君)

日程第2、議案第84号 大和町病後児保育施設条例を議題とします。

ここで、議案訂正の申し入れがありましたので、説明を求めます。子育て支援課長 小野政則君。

子育て支援課長 (小野政則君)

先日ご説明しておりました議案第84号 大和町病後児保育施設条例の中で一部誤りがありましたので、ここで訂正をお願いしたいと思います。

訂正箇所につきましては議案書5ページ、附則第1項でございます。

誤った表示をしておったのが、この条例は令和3年4月1日より施行する、これを正しくはこの条例は令和3年4月1日から施行するです。

よろしくお願いたします。

議 長 （高平聡雄君）

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。14番堀籠日出子さん。

1 4 番 （堀籠日出子君）

それでは2点お伺いいたします。

まず1点につきましては、第6条の利用時間についてでありますけれども、午前8時から午後6時までとする、ただし町長が必要と認めるときは利用時間を変更することができるとなっておりますが、この町長が認める変更の内容、どういう状況なれば時間の変更ができるのかお伺いします。

それから第7条の対象児童、これは1歳から小学校3年生までということで大理解はできるんですが、保育所などは6か月から受け入れしているわけなので受け入れのほうで6か月とか8か月とかそういうご検討はされたのでしょうか。お伺いします。

議 長 （高平聡雄君）

子育て支援課長小野政則君。

子育て支援課長 （小野政則君）

それでは堀籠議員さんのご質問にお答えいたします。第6条の、ただし町長が必要と認めるときは利用時間の変更を行うことができる、これにつきましては例えばコロナとかそういった緊急事態等々があった場合、時間の短縮を行うものと考えております。次に第7条の対象児童の年齢について6か月等々の年齢から考えてはいなかったかというご質問なんですが、これにつきましては近隣の市町村で1歳児から実施しているところも鑑みて今回1歳児から小学校3年生までとした内容でございます。以上でございます。よろしくお伺いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

堀籠日出子さん。

1 4 番 （堀籠日出子君）

それではお伺いいたします。病的なことをおっしゃいましたけれども、私が想定

したのはそれとまた違う変更なのかと思っているんですけども、もし8時から6時までという預かりの病後児保育なんですけど、どうしても6時まで帰れない、道路が混雑したり事故等があってもどうしても6時まで帰れない。30分の延長、30分延びる、1時間延びるとなった場合の延期、延長、そういう分の取り扱いはできるということなので、そういう扱いをされるのかと思ったんですけどもそれではないようなのでお伺いしますけれども、もしどうしても8時から受付なんだけれども30分早く行かなければならないとかどうしても帰りがそういう状態で遅くなるようになったときの扱いはどのようにされるのかお伺いします。

それから対象児童では1歳から3年生、これは大体ある程度子供たちの成長からすればそれかと思ったんですけども、その前に6か月とか8か月とか10か月からとかというそういう検討は何か1度か2度されて、そして1歳からとなったのかと思ったんですけどもう一度伺います。

議 長 （高平聡雄君）

子育て支援課長小野政則君。

子育て支援課長 （小野政則君）

第6条の利用時間の堀籠議員さんの延長はできないのかというところでございます。事故等、交通事情等で終了時間まで来られない場合とかはあるかとは思っております。今後、この業務を委託をする際に委託先の事業者とそこら辺はご相談して柔軟に対応できるような方向を検討させていただきたいと思っております。

対象児童の年齢なんですけど、病気の未就学児ですと表現がなかなか難しいのかというところもあり、対象年齢を1歳児としたところではございます。以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長 （高平聡雄君）

ほかに。10番渡辺良雄君。

1 0 番 （渡辺良雄君）

2点質問します。4ページの7条の（2）項について、最後のところで家庭で保育を行うことが困難な児童、これは誰が判定をされるのかということをして1点です。それから2点目は次のページの別表第13条関係で生活保護法で生活保護を受けている方

について無料とあるんですけれども、これは期間的なものとか国籍条項とかこういったものは必要ないのかどうか。その辺は検討されたのかどうかをお伺いをしたい。と言いますのは、今日本のあちこちで外国から日本に來られて翌日に生活保護の申請をされて、そして承認をされているということが起こって、それがどんどん増えていると言われていています。もう既に国はここで明らかにしませんけれども、出ているのは6%とか7%がある国の6%、7%が日本に來て生活保護を受けている。これは見ようによっては悪意を持って日本にやってくることも受け取れて、少し問題になってきているところがあるんですけれども、そういう悪意を排除するといった観点もあろうかと思うんですが、その辺の着意はお持ちだったかどうかをお伺いをいたします。

議長（高平聡雄君）

子育て支援課長小野政則君。

子育て支援課長（小野政則君）

渡辺議員さんのご質問、第7条の第2号の関係でございます。対象児童の規定を定めた第7条につきましては、まず1号と2号のいずれも該当する児童ということになっておりまして、まずは医療機関で病後児保育の利用が可能と医師が判断した児童で、なおかつ保護者が就労等で家庭で保育ができないという申し出があった児童が対象ということになりますので、この点についてはよろしく願いいたします。

別表13の階層のAの生活保護の規定により扶助を受けている世帯が無料というところについては、これも他町村等の事例も含めて考えておりまして、仙台市等々で生活保護無料という規定がありましたのでこれに倣ってそういった国籍とかそういったものについてはこれを作る際にはそこまでは考慮はしておりませんでした。以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

渡辺良雄君。

10番（渡辺良雄君）

再質します。私、この2号のところで誰が判定するかとお尋ねをしたんです。どなたが町で認定する1個目は医師が認める児童ですからこれは明らかにお医者さんがですけれども、2号で家庭で保育を行うことが困難な児童を認定をするのはどこで認

定、誰が認定されるのかという答えにお答えいただいていたということですが、それから次のページの生活保護法で今全国的になんですけれども、少しずつ悪意を持った生活保護、これに対処という動きも多少今出てきつつあるんですが、隣の町がやったからうちもやるんだというのでは私はいささか認識が甘いのではないかと思うんです。悪意を持った方が生活保護、そういった付け込まれてしまうといったことに対する対応というんですか、ちょっと難しいかとは思いますがそういった考えは全くなかった。仙台市がやっているからうちもいいたろうというお考えでこれを設定されているという理解でよろしいんですか。国籍条項とかそういったことについては結構ですが、その前の7条の2項についてももう一度答弁をお願いします。

議 長 （高平聡雄君）

子育て支援課長小野政則君。

子育て支援課長 （小野政則君）

先ほどのお答えが、済みません。こちらの第2号で困難な児童と認定するのは町でございます。以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

渡辺良雄君。

1 0 番 （渡辺良雄君）

町はわかっているんです。大事なことだと思えます。どなたが判断されるか、これが曖昧になるとこの条項はあってもなくてもいいような条項になってしまうんです。どなたが、これは課長が判断されるんですか。であれば納得はできるんです。以上です。

議 長 （高平聡雄君）

子育て支援課長小野政則君。

子育て支援課長 （小野政則君）

申請書を出していただきまして、それに基づきまして子育て支援課で審査をし、それで許可を出すということになります。よろしく願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

ほかに。7番馬場良勝君。

7番 (馬場良勝君)

1点お伺いいたします。4ページ、第8条の中で1疾病につき連続とする7日という規定がございます。これが限度となっておりますが、例えば月曜日から金曜日までの5日間、土日はお家で診て次の週の月曜日から金曜日また利用できるんですか。あともう1点は、最大1人どこまで何日まで使えるのか。その辺の議論があったのかどうかをお伺いします。

議長 (高平聡雄君)

子育て支援課長小野政則君。

子育て支援課長 (小野政則君)

馬場議員さんのご質問にお答えします。こちらは1疾病に当たって連続とする7日間ということになりますので、例えば月曜日に初日を迎えたとすれば休所日も含みますので日曜日まで。ですので、休所日が土日になりますので月曜日から金曜日までの利用ということで5日間になってしまいます。あと、どれだけというのはこれを何か繰り返すのか、1児童当たり何回繰り返しても大丈夫なのかということについては、例えば1疾病でするので風邪を引いて利用した、次にまた風邪を引いてという場合についてはそれを連続することはできないということになりますので、間を空けて利用していただくようになってくるものと考えております。例えば、それが1日空けてすぐまた7日間になるかということになってきますと、これは病後児保育という内容で病気の回復期間を利用するところを鑑みますと大体5日間まで期間を設ければ回復するものではないのだろうかということその日にちを設定させていただきました。よろしくお伺いいたします。

議長 (高平聡雄君)

馬場良勝君。

7番 (馬場良勝君)

というお答えであれば、平均で病後児の方が例えばどのぐらい日数入っておられ

るかとかそういうのをもちろんデータをとられてほかの市町村、他市町村見て前例を見て決められてそういう、この条項にしたんでしょうけれども、今お答えなかったのは要は最大1人の人がさっき言ったように例えば1日空けてとか1か月空けてまた同じ人が何回も何回も使うことは可能なかどうか。それも併せてお聞きしたいと思います。2点です。

議 長 （高平聡雄君）

子育て支援課長小野政則君。

子育て支援課長 （小野政則君）

馬場議員の再質問にお答えしたいと思います。数値的なデータについてはこれは拾ってはおりません。他町村で実施しているところに見学に行った際にお話を伺ってきたところ、大体3日、長くても3日ぐらいだというお話は伺ってはきておりました。今後、病後児保育事業が実施していった中で大和町でのデータが取れていくのかと考えております。次の質問の間を空ければ利用できるのかということについては、その1疾病の取扱だと思えます。風邪がずっと長続きしているのか、一度治ってまた風邪を引いて利用するというのであれば、それは可能かと思っております。ただ、利用定数が3名と決めておるところなので、必ずしもその方が利用できるかどうかについてはこれは保証されるものではなく、タイトにやっていきたいと考えております。以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

今課長風邪とおっしゃったので風邪も感染症に入るのではないのか。そうするとちょっといろいろ違う質問にもなってくるんですが、渡辺議員のにもちょっとあれかと思えますけれども、自分のいいように利用する方も出てくる恐れが、私は非常にいい施策だと思えますけれどもそれを利用してうまく使えば何回も何回も利用してくる方が出ないとも限らないので、その辺は平等に本当に困っている人に使えるような規則なり何なりで詰めていっていただきたいと思えます。以上です。

議 長 （高平聡雄君）

子育て支援課長小野政則君。

子育て支援課長 （小野政則君）

馬場議員さんの再質問についてお答えしたいと思います。悪意のあった利用については今後それを実施していく中でどのような状況かというのがわかってくると思います。それについては働きかけというんですか、そういったところで保護者の理解を得ていきたいと考えております。また、医師からの診断をもらう際にも多少ご負担していただく料金が出てくると思いますので、そういった金銭的なところとかも加味するとさほどいないのかもしれないのかなと思っております。以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

ほかに。4番佐藤昇一君。

4 番 （佐藤昇一君）

今の病後児保育の利用についてなんですけれども、あらかじめ利用するには登録が必要だということを明記されておるんですが、登録、要は登録しなければ使えないのでそこに対する登録の例えば人数制限とかそういうのは想定というかとにかく保護者から申請あれば全員が登録オーケーという前提でそれでないとうり利用ができないということなのでとにかく極端な話、その年代層が全員登録をさせていただく可能性というのものなきにしもあらずなので、その辺の上限とかそういうことをお聞きしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）

子育て支援課長小野政則君。

子育て支援課長 （小野政則君）

佐藤議員のご質問にお答えいたします。利用の登録数の上限については、今のところ上限を設定する考えはございません。登録についてはどうしても利用したいという希望のある方については広く登録していただきまして、利用については当然定員がありますのでそちらをご理解していただいて登録していただくように今後周知していきたいと考えております。以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）
佐藤昇一君。

4 番 （佐藤昇一君）
それは医師の診断が必要ではなく、あくまでも登録だけなら保護者の意思があればそれで登録をさせていただけるということによろしいのでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
子育て支援課長小野政則君。

子育て支援課長 （小野政則君）
再質問にお答えしたいと思います。これは佐藤議員さんがお話ししたとおり、親の意思で登録できるものと考えております。以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）
佐藤昇一君。

4 番 （佐藤昇一君）
そして、その登録をされた上であとはその利用の優先順位とかは医師の判断とかそういう町の子育て支援課の判断を仰いでの優先順位で利用されるということなんですよね。

議 長 （高平聡雄君）
子育て支援課長小野政則君。

子育て支援課長 （小野政則君）
登録をしていただいた後、利用を希望する保護者の方についてはまずはかかりつけ医に行きまして病後児保育を利用できるかどうか、それを証明していただきましてその後に施設に連絡をいただくということになっております。優先順位等については利用申請あった内容を精査して決めていきたいと考えております。以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

ほかに。3番佐々木久夫君。

3 番 (佐々木久夫君)

ちょっとお聞きしたい。委託するという話でありましたよね。委託業者はもう決まったんですか。よろしくをお願いします。

議 長 (高平聡雄君)

子育て支援課長小野政則君。

子育て支援課長 (小野政則君)

まだ決定はしておりませんが打ち合わせ、契約等はしておらないんですけども協議等をして進めているところでございます。公立黒川病院と協議を行って現在進めているところですが、まだ契約はしていないところでございます。以上でございます。

議 長 (高平聡雄君)

ほかにございますか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第84号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第85号 大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」

議 長 (高平聡雄君)

日程第3、議案第85号 大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり
ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり
討論なしと認めます。

これから議案第85号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第86号 大和町地区計画区域内における建築物の制限に
関する条例の一部を改正する条例」

議 長 （高平聡雄君）

日程第4、議案第86号 大和町地区計画区域内における建築物の制限に関する条
例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり
ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり
討論なしと認めます。

これから議案第86号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第87号 大和町税条例の一部を改正する条例」

議長（高平聡雄君）

日程第5、議案第87号 大和町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これから議案第87号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第88号 令和2年度大和町一般会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第6、議案第88号 令和2年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。2番児玉金兵衛君。

2番（児玉金兵衛君）

昨日各課から今年度はコロナ禍の状況で様々なイベントや会合が自粛・中止せざるを得ないという説明をもらもろ聞いたんですけども、その中でも意外と各課の項目の中で時間外勤務手当がついております。570万円ぐらい当初の見込みより補正額が出ております。そこは時間外勤務手当については実際日々の業務の中でどのような状況が想定されますか。どのようなイメージを持てばよいでしょうか。

議長（高平聡雄君）

ここで暫時休憩します。再開は午後2時5分とします。

午後1時57分 休憩

午後2時04分 再 開

議 長 (高平聡雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課長菊地康弘君。

財政課長 (菊地康弘君)

児玉議員のご質問にお答えさせていただきます。各課の概要ということでご説明をさせていただきます。まず、まちづくり政策課につきましては総合計画策定に関わりますプロジェクトプランニングチームでの枠外時間外がございます。そのほか、税務課でございますと申告期間中の窓口の夜間対応に伴います業務がございます。総務課ですと特別定額給付金の事務及び給付に関わる業務等がございました。健康支援課ですと大腸がん検診、各種結核健診等検診業務に関わる業務がございます。教育総務課でございますと小中学校コロナ対応で大変だったということでその分の時間外の要求がございました。町民生活課でございますとマイナンバー制度など各種条例等の改正、法改正に伴いますシステム改修、そちらの対応等が主なものとなっております。私から以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

児玉金兵衛君。

2 番 (児玉金兵衛君)

理解しました。一般町民が夜間やそれから休日、いろいろな催し物や会合で職員の方たちと触れ合うということは常日頃体感していることございまして、それとはまた別にしっかり執行部としてコロナ関係なく常日頃様々な対応をしていらっしゃる事がよくわかりました。

議 長 (高平聡雄君)

ほかに。7番馬場良勝君。

7 番 (馬場良勝君)

事項別明細書の7ページ、212です。17節備品購入で町有器具費の中で紙折り機というお話あったかと思うんですけども、いまいちイメージが浮かばないのでどういうものに、どういう利用をしてどのくらい使ってそうなったのかお答えをいただければと思います。それから、17ページの813、18節の負担金補助及び交付金の中で宮床子育て支援住宅のところに消火栓というお話だったかと思います。ほかの子育て支援住宅だと地下に埋めるタイプの水槽というんですか、そういうのをつけていたかと思うんですけども、こちらは消火栓ということだったんですが、この違いが戸数なのかそれとも何かそういうルールがあるのかお答えいただければと思います。その2点です。

議長（高平聡雄君）

総務課長千坂俊範君。

総務課長（千坂俊範君）

それでは馬場議員のご質問にお答えさせていただきます。文書管理費の備品購入の紙折り機の説明でございます。紙折り機は封書に入れるA4の用紙を三つ折りとかあるいはA3の用紙を折りの名前は正確に申し上げられないんですけども書類作る時に折るような。封入する際に紙折りした上で封入しますので、その紙折り機がないと全て手折りでやるという状況になりますので、どうしても機械は必要になってまいります。年数的には8年ほど使用した紙折り機でございます。どうしても消耗しまして部品交換してもくしゃくしゃになるというんですか、そんな状況になりましてお名前書いたものとかくしゃくしゃにしてしまうと再度プリントアウトなりしなければならぬということなので、この際でございますので更新したいという内容でございます。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

危機対策室長児玉安弘君。

総務課危機対策室長（児玉安弘君）

それでは馬場議員さんの消火栓に関する質問についてお答えをいたします。宮床子育て支援住宅につきましても宅地造成と併せまして防火水槽は設置いたしまして、近隣に消火栓がなかったということで併せて消火栓を防火水槽と別途設けるものでご

ございます。以上でございます。

議長（高平聡雄君）

ほかにありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第88号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第89号 令和2年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」

議長（高平聡雄君） 日程第7、議案第89号 令和2年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これから議案第89号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第90号 令和2年度大和町介護保険事業勘定特別会計補

正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第8、議案第90号 令和2年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了しています。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第90号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第91号 令和2年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第9、議案第91号 令和2年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第91号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第92号 令和2年度大和町下水道事業特別会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第10、議案第92号 令和2年度大和町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第92号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第93号 令和2年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第11、議案第93号 令和2年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第93号を採決します。

本案については原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12「議案第94号 令和2年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第12、議案第94号 令和2年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第94号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第95号 令和2年度大和町水道事業会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第13、議案第95号 令和2年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第95号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで副町長浅野喜高君の退席を求めます。

日程第14「議案第96号 指定管理者の指定について（大和町ダイナヒルズ公園の設置及び管理に関する条例に基づく施設）」

議長（高平聡雄君）

日程第14、議案第96号 指定管理者の指定について（大和町ダイナヒルズ公園の設置及び管理に関する条例に基づく施設）を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。7番馬場良勝君。

7番（馬場良勝君）

昨日ご説明いただきました。どうしても不思議だと感じるのはこの委員会の委員長さんが副町長さんになっていて、指定するのが自分のところだということところが委員会には入らないというのはお聞きしましたが、非常に不思議な感じがする。それから外部委員さんを入れていただいて非常にこれは正解だと私は思います。あとはもう1点ここでお伺いしたいのは今回点数随分前年度より4点ぐらいアップしたのか。どういうところに理由があって、どういう評価だったのか。どなたかお答えいただければと思います。

議長（高平聡雄君）

まちづくり政策課長千葉正義君。

まちづくり政策課長（千葉正義君）

それでは馬場良勝議員のご質問にお答えいたします。委員長が副町長という部分

で疑問が生じるというご質問でございますが、委員長については指定管理の条例施行規則で委員長については副町長がという規定をされております。この委員長についてはこの制度がスタートしたときから副町長が委員長とされておりますが、近隣の市町村どういう状況かというのは把握しておりませんでしたので、今後そういう部分も押さえていきたいと思っております。候補者が指定先という場合、委員長は退席しておりますのでそういう部分では厳選に審査をしていると考えております。

もう1点、点数の部分ではございますが、ダイナヒルズについては委員長退席の下、外部委員3名も含めてそれぞれの方がその審査資料を基に、あと現在の管理の状況、そういうのを実際に目で見てもいる部分で点数をつけた結果となっております。それぞれの委員の点数、どういう理由でこういう点数になったというところまでは把握できかねますので全体として20.2という結果となったということでご了承願います。以上です。

議 長 (高平聡雄君)
馬場良勝君。

7 番 (馬場良勝君)

委員長については確かにそういう条例も含めてあるんでしょうけれども、何となくではないけれどもどう見てもちょっと変だと思えます。自分のところを自分で指名するような形になっていますから。この辺は何らかの、先ほど課長おっしゃったけれどもそういう他市町村を見るのがいいのかどうかわかりませんが、この辺、もう少し考えていただいて何らかの対策等々とれるのであればそうすべきだと私は思います。

それからダイナヒルズなんですけれども4点ぐらいアップしているのかな。前年度が16点で今年度が20点、3年前か、3年前の評価で16点で今回20点ということで非常に評価があるのは非常にいいことなんですけれども、本当にそれが俯瞰的に見られた点数なのかどうかというのも内部の課長さん方も入っておられるのでその辺も含めてもう少し何かこういう点がよくてこうだったというのだったらわかるんですけれども、文章の内容も多分前回と余り変わっていないので、こういう点がよくなってこういう評価になったというのもつくのであれば我々もある程度納得しますし、今後そういうことができるのであればやっていただければいいかと思っておりますけれども、その2点もう一度。

議長（高平聡雄君）

まちづくり政策課長千葉正義君。

まちづくり政策課長（千葉正義君）

それでは馬場議員のご質問にお答えいたします。今回委員長が副町長が委員長でその指定先の代表ということでそういう疑義が生じるのかということかと思えます。この部分、必ずしも副町長が代表という指定先だけではございませんので、今回はたまたまという言い方はおかしいかもしれません、昨年ですとまた違う指定先でございましたので来年も福祉関係の施設の指定管理が満了するということでございますので、内部で協議はさせていただきたいと思えます。

もう1点、点数が高いという部分については先ほど議員さんの質問にもございましたが外部委員を導入したということでございます。外部委員の導入は平成30年度の指定管理から3人の方に入らせていただいております。それ以前はそれぞれの分野の方に選定委員になっていただいておりますのでどうしても判断が偏ってしまう。そういうこともあるので、今回は大きく住民の代表、社会教育施設が多いのでそちらの分野、あと福祉の分野からお一人ずつ平成30年度から委員になっていただいております。その点数を見ますと、外部委員の方が結構評価していただいたのではないかと、そういうふうにも見てとられた結果、20.2という評価点となったものです。以上です。

議長（高平聡雄君）

ほかに。11番千坂裕春君。

11番（千坂裕春君）

前者と多くの部分で重なるところがあるんですが、地公募というものを重んじて前者が言ったように余りふさわしくないような気がします。もちろん指定管理委員会の委員長、副町長の規定であるならばちょっと外れてしまいますけれども、後者が副町長でなくてはいけないということはないんでしょうからそういったものも考えていくべきではないかと思えますというのが1点と、前者とちょっと違うところは外部委員が入ったからいい、それは以前に比べたら外部委員入られたことは認めますが、10人のうち3、7対3というわけですね。そうして非公募ならば非公募にするならばもうちょっとこの比率を変えてやるべきかと思えますけれども、どうお考えでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）

まちづくり政策課長千葉正義君。

まちづくり政策課長 （千葉正義君）

それでは千坂裕春議員のご質問にお答えいたします。公社の社長が副町長という部分については私のほうからはちょっとお答えしかねる部分かと思えます。そして、もう1点の非公募であれば外部委員の割合をもう少しというお話でございます。この外部委員を3人入れるということを平成30年から導入いたしておりますが、この外部委員の方には今回の新たな選定だけではなく毎年の実績を見る、そういうモニタリングのほうにも出ていただいております。そういう部分で同社の考えではそれぞれの分野3人程度ということで3人の方をお願いしたという経緯がございます。その割合がもう少しという部分についてなかなか難しいところにはなるかもしれませんが、今後考えていきたい。

議 長 （高平聡雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

これまで公社の社長につきましては副町長が、これは確認しなければならないですけれども、副町長がなるとなっていたのか慣例的になっているのか。私が町長になったときに副町長不在でしたので、私がやったときもありました。それで、そういう形で株主といいますかそういう形の中で役場の人間が町長・副町長をやってきたという経緯がございます。これまで公社運営に当たりましてもっと立派な人がいれば、またいるとは思いますが、町長・副町長だったからまずいという状況ではなかったと考えております。今回両方が重なったという、委員会の委員長という形で同列に2人同じ人が入ってしまったということに対する皆さん方の違和感といいますかいかがなものかというご意見だと思っています。審査に当たりまして今説明したとおりそのときには副町長が抜けた形でやっておりますので、審査についての公平さというかそういったものについては問題はないと思いますが、ただ、取る人によってはそういった形で同じ人がということもあるということでございますので、その辺について公社の社長の経緯も含めましてこれまでの経緯とかそういったものもいろいろ調べてみたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

総理も代わって前年踏襲というのはやめましょうという世の中になってますので、考えられることは全てチェックして行ってより町民の方に透明性があるべきかと考えており、もちろん、我々議員もそうであって、そういった疑われるような兼職に関わるようなものはやめていく方向ではいるんですが、町もそういったことで疑われるような兼職に関わる問題というのは真剣に考えていただきたいと思います。答弁要りません。

議 長 （高平聡雄君）

ほかに。1番宍戸一博君。

1 番 （宍戸一博君）

今説明で選定基準等に関してのとか委員会のことのお話は私もわかりましたけれども、まず今回の選定指定業者が決まりました。その場合の結局今回決議する予算というのは要するにその費用です。それはどういう形で捻出というか提案するんですか。それこそ前回はフシウするとか言葉悪く言えば言われたまま言い値でそのまま出すとか、そういった基準があったらこれ100号まで全部続きますのでまずそれを先に基準をお聞かせ願いたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）

商工観光課長浅野義則君。

商工観光課長 （浅野義則君）

ただいまの宍戸議員のご質問でございます。委託金額の積算についてということでのご質問だったかと思っております。そちらにつきましては公社にお頼みするのは大枠としましては除草作業が一番大きな作業業務となるわけでございます。こちらにつきましては宮城県の労務設計単価表の増加率を掛けましてそちらを参考にしまして算出しております。ただ、そちらの積算単価を公社さんに協議させていただきまして契約ということになるわけなんですけれども、それ以前に公社にお頼みする場合につきまし

ては今までの経過とといいますか実績も踏まえまして、例えば公社に頼むことによりまして町全体の施設管理も行っているというところもございますので、そういったところでその積算よりも安く町の、例えば草刈り業務につきましては町の機械持ち込みの標準単価というのがございます。それよりも大分安く請負書を委託しているというところもございますので、そういったところで選定基準である経済性からも管理経費の縮減が図られているということでございます。よろしくお願いたします。

議 長 （高平聡雄君）

ほかに。済みません。続いて、宍戸一博君。

1 番 （宍戸一博君）

予想したとおりの答えが出てきたので、次の質問させていただきます。ここの株式会社、大和町地域振興公社というのは黒川病院みたいなもので50%を大和町が株を持っている公社です。仮にこれが通常の民間会社だったらどんな形であれ普通入札で落札したところが幾ら利益出そうが何も文句はない、当たり前のことです。でも、これは公社ですからどうしてそんなにこれはまだ私の手元にあるのは去年ではなくもっと前の公社の決算書ですけれども、内部留保で1億円超えているんです。内部留保で1億円超えているんです。ところが、売り上げのシェアというのはこの会社、公社です、会社の売り上げのシェアというのは91%が大和町からの受託業務なんです。ということはどういうことかわかります。1億円を超えている内部留保があるということはこの公社に大和町の税金を1億円使っているんです、ずっと。これが大和町のために財調に回しますとかそういうのだったら何も言いません。だから、私が言いたいののは価格を聞いたのはそういうことではなく、もっとここまで何も利益を出さずに済む中身だったらその辺は考えながら、まして町長が取締役に入っていて副町長が社長の会社です。それだったら、結局ある意味何でこの事業を全部まちづくり政策課でやればいけないですか。そうしたら絶対に予算余ったらちゃんと戻せますよね。そういう意味でこういう個々の、これからずっと公園のこと、私は正直ダイナヒルズとか中身よくわからないので、でも最後まで待っていて公園のことに関しては自分ある程度知識があるのでこれだけの公園を管理するのにコストがどのぐらいかかるのが適正かというのはわかるので100号まで待って質問しようと思ったんですけれども、先に同僚議員からこれに関して出たので先にそういう議事に、それを見直すべきではないか。

それからどうしてもここにそれだけの利益を蓄積させなければならない何か理由があるのだったら、それは逆に私は町民として聞きたいです。

議 長 （高平聡雄君）

ここで暫時休憩します。再開は午後2時45分とします。

午後2時34分 休 憩

午後2時44分 再 開

議 長 （高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。まちづくり政策課長千葉正義君。

まちづくり政策課長 （千葉正義君）

それでは宍戸議員のご質問にお答えいたします。まず、大和町地域振興公社につきましてはその設立、平成4年でございます、町の公共施設の維持管理をお願いするというそういう目的もございました。内部留保資金1億円ということではございますが、この部分については新しい社屋の建設の積立て、そういう部分ではなかったかなと思います。実際に町の施設、指定管理とかそういうのも含めまして指定管理以外の委託をお願いする部分もありますが、その金額1億円を超えるぐらいはございます。実際、これを町の直営でそれぞれの施設で入札をかけて委託をしますと先ほど商工観光課長説明しましたが宮城県の標準単価、そういうのをを使って発注すると現在の公社にお願いしている金額より高くなるということも想定されます。そういう部分で決してその1億円が正しくないというふうにも思えない、正しいとも考えます。年間の利益として令和元年度ですと約270万円ほどの利益が発生しております。この分を株式会社ですので配当するという考えも当然ありますが、その分を新しい社屋建設の積立金に充当しているそういう状況でもございます。全てにお答えできたかという部分はございますが、以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

宍戸一博君。

1 番 (宍戸一博君)

公社でプール金というかそれを持っているというのは今ちょっと新しい社屋の積立てのためにというお話だったですけれども、それは全く目的外だと思うんですけれども。そういうことで積立ているというのは。それだったら思い切り配当してしまっただけの方がいいのではないですか。ただ、一応は公社でも半分民間会社の形をとって株式会社なので余り会社のことに関してとやかくは言うことない。一番いいのは何で一般社団でこの公社をやらなかったんでしょう。ほかの市町村で同じような機構あっているの一般社団でやっていたらもっとわかりいいし、それこそ町としてのコストは落としたと思うんですけれども。そんな話今ここでしてもしょうがないんですけれども、ただ、いずれにしてもそれだけ税金が積立でできるぐらい余剰金残すのであればもっと違う方法で町としてきちっとものを積立してそれを建設費等々に充てるとかそういうわかりやすいふうにすればよかったのではないかと私なりに思います。答弁は結構です。

議長 (高平聡雄君)

ほかにございますか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第96号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15「議案第97号 指定管理者の指定について（大和町緑地等利用施設の設置及び管理に関する条例に基づく施設）」

議長 (高平聡雄君)

日程第15、議案第97号 指定管理者の指定について（大和町緑地等利用施設の設置及び管理に関する条例に基づく施設）を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり
ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり
討論なしと認めます。

これから議案第97号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで副町長浅野喜高君の入室を認めます。

日程第16「議案第98号 指定管理者の指定について（大和町七ツ森陶芸体験館の
設置及び管理に関する条例に基づく施設）」

議 長 （高平聡雄君）

日程第16、議案第98号 指定管理者の指定について（大和町七ツ森陶芸体験館の
設置及び管理に関する条例に基づく施設）を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり
ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり
ないものと認めます。

これから議案第98号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

副町長浅野喜高君の退席を求めます。

日程第17「議案第99号 指定管理者の指定について（大和町四十八滝運動公園の設置及び管理に関する条例に基づく施設）」

議長（高平聡雄君）

日程第17、議案第99号 指定管理者の指定について（大和町四十八滝運動公園の設置及び管理に関する条例に基づく施設）を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第99号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18「議案第100号 指定管理者の指定について（大和町都市公園条例に基づく施設）」

議長（高平聡雄君）

日程第18、議案第100号 指定管理者の指定について（大和町都市公園条例に基づく施設）を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了しています。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第100号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

副町長浅野喜高君の入室を認めます。

日程第19「議案第101号 黒川地域行政事務組合理約の変更について

議長（高平聡雄君）

日程第19、議案第101号 黒川地域行政事務組合理約の変更についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これから議案第101号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20「議案第102号 黒川地域行政事務組合財産の処分について

議長（高平聡雄君）

日程第20、議案第102号 黒川地域行政事務組合財産の処分についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了しております。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第102号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年大和町議会12月定例会議を散会とし、休会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後2時55分 閉 会